

一般社団法人日本データベース学会会員規程

2021 年 4 月 1 日制定

2023 年 7 月 1 日改定

2024 年 11 月 26 日改定

2025 年 8 月 6 日改定

第1条 本規程は、本会定款第 2 章「会員及び社員」で定める会員に関して、細項目を定める。

第2条 定款第 6 条により、会員の種類は、次のとおりである。

1. 正会員
2. 学生会員
3. 維持会員
4. 名誉会員

ここで、維持会員は ACM SIGMOD 日本支部の法人会員を含むものとする。

(入会)

第3条 正会員、学生会員、維持会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を提出して、理事会の承認を得なければならない（定款第 7 条）。

(会員資格)

第4条 会員資格は、入会が理事会で承認された時点で与えられる。

(会費)

第5条 会員は第 6 条に定める会費を毎年前納しなければならない（定款第 8 条）。また、既納の会費はいかなる理由があってもこれを返還しない（定款第 8 条）。

第6条 会費は次に定めるところとする。

- 2 第一種正会員の年会費は、理事会の承認により免除することができる。

一般社団法人日本データベース学会会員の入会金・年会費等について

会員種別		入会金	年会費
個人会員	第一種正会員	免除	3,000 円
	第二種正会員	免除	無料
	学生会員	免除	無料
	名誉会員	免除	無料
維持会員		免除	一口 50,000 円

(維持会員)

- 第7条 維持会員は、その意思を代表し権利を行使する自然人をあらかじめ当法人に届け出るものとし、これを指定代理人という。
- 2 維持会員は、何口でも加入できる。
 - 3 維持会員は、会員継続時に口数を変更できる。
 - 4 本会ホームページの維持会員一覧でロゴを掲載することができ、かつそこから維持会員へのリンクが張られる。

(維持会員の登録メンバー)

- 第7条の2 維持会員は、自らの口数に相当する人数の自然人を、その登録メンバーとして登録することができる（本規程において、維持会員が登録した登録メンバーを「維持会員の登録メンバー」という）。

(会員の権利)

- 第8条 第一種正会員、学生会員、及び名誉会員は、以下の権利を有する。
- (1) 研究グループや研究会への登録、あるいは各種イベントについて、第一種正会員価格（学生会員は学生会員価格）が提供される。
 - (2) 本会の論文誌に論文を投稿できる。
 - (3) 本会の Web サイトのすべての資料を閲覧できる。
 - (4) 入会と同時に本会のメーリングリスト dbjapan@dbsj.org に会員のメールアドレスが登録される。これにより、本会事務局や本会会員からのメールを閲覧し、かつそのメーリングリストにメールを投稿できる。
 - (5) その他、本会が提供するサービスを利用する権利を有する。
- 2 第二種正会員は、以下の権利を有する。
- (1) 研究グループや研究会への登録、あるいは各種イベントについて、第二種正会員価格が提供される。
 - (2) 入会と同時に本会のメーリングリスト dbjapan@dbsj.org に会員のメールアドレス

ドレスが登録される。これにより、本会事務局や本会会員からのメールを閲覧し、かつそのメーリングリストにメールを投稿稿できる。

(維持会員の登録メンバーの権利)

第 8 条の 2 維持会員の登録メンバーは、前条第 1 項に定めるのと同じ権利を有する。

(第一種正会員の年会費の請求と会員資格)

第9条 第一種正会員の会員資格は年度末までとする。会員資格を喪失していない第一種正会員には、年度末の 1 ヶ月前までに年会費の振込み依頼を電子メールで送信する。年度末を過ぎても年会費入金が確認できない場合、複数回督促する。それでも振込みがない場合、その会員の資格を 5 月末日に第二種正会員に移行して、本人にその旨をメールで通知する。なお、その後年会費の振込みがあった場合、その資格を第一種正会員に戻す。

第10条 維持会員の会費請求作業は本会事務局が行う。

(会員データの更新)

第11条 正会員、学生会員、名誉会員には、所属等の変更がある場合、会員データを修正するよう、案内の電子メールを年度末に送信する。

2 学生会員には、第 1 項の電子メールにおいて、学生会員資格を継続するかどうかの確認をする。卒業あるいは修了のため学生会員から正会員に移行する場合は「学生会員から正会員への移行申請」を、退会する場合は退会手続きを、本会 Web サイトよりオンラインで行うように案内する。

3 学生会員が第一種正会員へ移行する場合、初年度の年会費は免除する。

(会員の資格喪失)

第12条 会員資格の喪失は、定款第 11 条第 1 項に定めるとおりである。その会員番号は再び用いられることはない。

(電子メールが不達の場合の会員の処遇)

第13条 本会からの連絡メール、あるいは本会メーリングリスト宛てに送信する電子メールが不達の会員については、会員データに基づき本会情報システム委員会と事務局が協力してその会員との接触に努める。しかしながら、1 年間連絡がつかない場合は定款第 11 条第 1 項第 4 号に準じて、会員資格を喪失する。

(退会)

第14条 会員で退会しようとする者は本会に届出なければならない（定款第 9 条）が、その届出は本会 Web ページの会員サービスの「退会手続き」から行う。

（除名）

第15条 除名は、定款第 10 条に定めるところである。

（規程の改廃）

第16条 本規程の改廃は、本会理事会の承認を得るものとする。

附則

1. 本規程は、2021 年 4 月 1 日より施行する。
2. 2023 年 7 月 1 日の改定は、改定日より施行する。
3. 2024 年 11 月 26 日の改定は、改定日より施行する。
4. 2025 年 8 月 6 日の改定は、改定日より施行する。